仙台市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申 請 年 月 日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 施設・事業所名 |  |
| 設　　置　　者  (法人名及び代表者名) |  |

**令和　　年度 　主任保育士専任加算適用申請書（ 新規 ・ 変更 ・ 取下げ ）**

**加算（ 適用開始 ・ 変更 ・ 取下げ ）年月　　　　令和　　年　　　月**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 次の内容について記載すること。   1. から③に該当していれば本要件を満たす。） | | | （いずれかに○） |
|  | 主任保育士を専任として配置している。  （クラス担任を兼任していない。） | 主任保育士名    前主任保育士名（変更時のみ） | 該当・非該当 |
|  | 次のａからｅまでの要件を２以上満たす。  □ａ　延長保育事業を実施している。  □ｂ　一時預かり事業を実施している。  □ｃ　病児保育事業を実施している。  □ｄ　乳児が3人以上利用している。  □ｅ　障害児が1人以上利用している。 | ａ当該年度事業開始月　　　月  ｂ当該年度事業開始月　　　月  　平均対象子ども数　　　　人  ｃ当該年度事業開始月　　　月  ｄ当該年度該当月　　　　　月  　乳児数　　　　　　　　　人  ｅ当該年度該当月　　　　　月  　障害児数　　　　　　　　人 | 該当・非該当 |
|  | 保護者や地域住民からの育児相談，地域の子育て支援活動等に積極的に取り組んでいる。 |  | 該当・非該当 |

**※　記載にあたっての留意点**

①クラス担任を代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないものとする。

②ａ）延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日付雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているものをいう。

　ｂ）一時預かり実施要綱（平成27年7月17日付27文科初第238号 雇児発0717第11号 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」）に定める要件に適合するものをいう。（事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における月平均対象子ども（「月の延べ利用児童数」÷「事業実施日数」で算出）が1人以上いること。）

　ｃ）病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日付雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」）に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているものをいう。

　ｄ）月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。また、①乳児の利用定員が３人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月２回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月については、乳児３人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

　ｅ）市町村が認める障害児とし，月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。